

神奈川大学既修得単位の認定に関する取扱規程

（趣旨）

第1条 この規程は、神奈川大学学則第12条の2第4項の規定に基づき、神奈川大学（以下「本学」という。）において行う、入学者の既修得単位の認定について必要な事項を定める。

（既修得単位の認定手続）

第2条 前条の規定により既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の所定の期日までに、次の書類を所属学部長に提出するものとする。

- (1) 既修得単位認定願(所定用紙)
- (2) 既修得単位に係る大学又は短期大学の在籍期間証明書又は卒業証明書
- (3) 既修得単位に係る大学又は短期大学の成績証明書

（認定単位数等の通知）

第3条 学部長は、前条の規定に基づいて認定された単位数等を当該学生に通知するとともに、学習内容の豊富化を図るよう適切な指導を行うものとする。

（事務の所管）

第4条 既修得単位の認定に関する事務は、教務課及び平塚教務課が所管する。

附則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

（中略）

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。